

## 東京海洋大学海洋資源環境学部における転学科に関する取扱要領

平成 29 年 2 月 20 日

海洋大規第 92 号

改正 平成 31 年 3 月 22 日 海洋大規第 51 号

第 1 この要領は、東京海洋大学学則第 30 条第 3 項の規定に基づき、海洋資源環境学部において転学科する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 転学科の時期は、第 2 年次の学年の始めとする。

第 3 転学科を志望する学生は、第 1 年次後学期の所定の期間内に転学科願書を海洋資源環境学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

第 4 転学科に関することは東京海洋大学海洋資源環境学部教務委員会（以下「委員会」という。）が行い、選考等については別に定める。

第 5 転学科の許可は、転学科希望先の学科及び委員会で選考のうえ東京海洋大学海洋資源環境学部教授会の議を経て学部長が決定する。

### 附 則

この取扱要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 31 年海洋大規第 51 号）

この取扱要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。